

— 東京都消費者被害救済委員会 報告 — 「モデル事務所との所属契約に係る紛争」 あっせん解決

本日、東京都消費者被害救済委員会（会長 村千鶴子 弁護士・東京経済大学現代法学部教授）から、「モデル事務所との所属契約に係る紛争」（平成26年3月12日付託）があっせん解決したと知事に報告がありましたので、その審議の経過と結果についてお知らせします。

◆紛争の概要

申立人：20歳代女性 相手方：モデル事務所
契約内容・金額：所属契約 21万円（既払金1万円）
申立人の主張による紛争の概要は、次のとおりである。

- もともとモデルのアルバイトをしていたロシア出身の申立人（夫は日本人）は、生活のため本格的に仕事をしたいと思い、インターネットで見つけた相手方のモデル事務所のオーディションを受け、合格した。
- 事務所の所属に必要な21万円が高額で支払えなかったが、相手方から「少しずつ支払っていけばよい。」と言われ、手持ちの1万円を支払い、所属契約を結んだ。
- 所属後、相手方から仕事紹介はあるものの、応募条件が合わなかったり、仕事のオーディションに合格しても仕事が来なかったりなどして、申立人は次第に不信感を抱き、仕事の申込みをしなくなった。
- その後、相手方から、「20万円支払わなければ法的措置をとる。」という督促状が届き、夫が契約書等を確認したところ、20万円を借用するという「金銭貸借契約書」があることが分かった。

◆あっせん解決の内容

- 本件契約は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）の業務提供誘引販売取引に該当すると考えられ、同法所定の書面の交付がなかったことから、クーリング・オフが可能となる。
- 本委員会より、本件契約はクーリング・オフにより解除され、相手方は申立人へ既払金全額の1万円を返還すること、相手方のホームページ等に掲載する申立人の写真及び情報は削除すること等のあっせん案を申立人及び相手方に提示したところ、双方が合意し解決した。

注意するポイント！

◎消費者へのアドバイス

モデルやタレント事務所に関する相談は、若年層を中心に毎年多数寄せられています。
オーディションに合格しても、まずは冷静になって、契約書を確認し、よく考えましょう。

*紛争概要の詳細、審議の内容や委員会からの提言「同種・類似被害の再発防止のために」は、別紙を参照ください。



【問合せ先】東京都消費生活総合センター 活動推進課
電話：03-3235-4155

別紙

紛争の概要（詳細） 申立人の主張による紛争概要の詳細は、次のとおりである。

ロシア出身の申立人（夫は日本人）は、モデルのアルバイトをしていたが、生活のため本格的にモデルの仕事をしたいと思い、インターネットで相手方のオーディションを見つけ、平成24年11月にオーディションを受けに相手方の事務所に出向いた。その際、所属する場合は、入所時諸費用として21万円が必要と伝えられた。

後日、合格の連絡があり、相手方から自分のプロモーション（売込み）をしてくれるとの説明があったため、所属すれば徐々に仕事は増えていくだろうと思った。また、入所時諸費用が高額で払えないと伝えたとこ、**「少しずつ支払っていけばよい。」**と言われた。しかし、支払方法等の具体的な説明はなかった。申立人は手持ちの1万円を支払い、2種類の契約書にサインしたが、契約書は難しい日本語が多く、全ては理解できなかった。

所属後、相手方から仕事紹介のメールは届くものの、応募条件が合わない仕事が多く、望むような仕事はあまりなかった。希望する仕事のオーディションに合格しても、**「何人か合格していて順番がある。」**と言われ、結局仕事ができなかったこともあり、次第に申立人は相手方に不信感を持つようになり、仕事の申込みをしなくなった。

平成25年10月、**「20万円支払わなければ法的措置をとる。」**という督促状が届いた。夫が契約書等を確認したところ、契約書の1通が、相手方から20万円を借用するという**「金銭貸借契約書」**であることが分かった。申立人は、お金を借りたという認識がないこと及び仕事の紹介に関して契約時の説明と異なっていたことなどを理由に支払を拒否したが、相手方は引き続き請求すると主張し、紛争となった。

◆主な審議内容

1 業務提供誘引販売取引におけるクーリング・オフ

相手方は申立人に、モデルとして売り込むことや仕事のあっせんをするとして説明して、モデルの仕事獲得のための下準備（プロフィール作成、写真撮影、研修、カウンセリング等）にかかる役務を有償で提供する入所契約を締結させている。よって、本件契約は、特定商取引法第51条の業務提供誘引販売取引に該当すると考えられ、同法第55条第2項の書面の交付がないことから、同法第58条によりクーリング・オフが可能となる。

2 その他の問題点

(1) 不意打ち的勧誘及び広告

業務提供誘引販売取引においては、勧誘に先立ち、特定負担を伴う取引について勧誘をする目的である旨を明らかにしなければならないが、申立人はオーディションに行き初めて入所契約が有償であることを説明されている。相手方のオーディション参加者募集のホームページには、所属する場合に入所時諸費用が必要であることが表示されていなかった。

(2) 重要事項等の不告知

相手方は仕事量の見込みや報酬の配分率等の重要事項について、申立人に告げずに本件契約を締結させているが、これは、特定商取引法第52条第1項の重要事項等の不告知に該当し、同法第58条の2第1項の取消し、あるいは消費者契約法第4条第2項の不利益事実の不告知による取消しも可能と考えられる。

(3) 信用供与における不十分な資力調査

相手方は適切な説明をせず20万円を相手方が立て替える「金銭貸借契約書」に署名させている。申立人はほとんど収入がなく職を探している状況であったにもかかわらず、相手方は申立人の資力調査を十分に行っておらず、与信の面からも問題があったといえよう。

◆同種・類似被害の再発防止のために

1 事業者に対して

- ・ 業務提供誘引販売取引に該当する場合、広告には、費用の負担があることやその金額等の表示が義務付けられている。また、契約に当たっては、クーリング・オフ等を記載した適正な法定書面を交付しなければならない。事業者は、これらの法適用を念頭に置いた業務体制の整備を図るべきである。
- ・ 消費者に仕事への過大な期待を持たせることがないように、例えば所属者の平均的な仕事量や収入を示すなど、不利益な事実についても適切に説明を行うべきである。
- ・ 本件のように「金銭貸借契約書」を締結する場合には、消費者の返済能力を明らかに超える与信は厳に慎まなければならない。

2 消費者に対して

- ・ モデルなどの仕事は限られた需要の厳しい仕事であるため、一つの仕事として冷静に見つめる必要がある。とりわけ、契約にあたり高額な支払が必要な場合は、仕事の特性を考慮し、契約書をよく確認し、慎重な判断を行うことが大切である。
- ・ 契約に伴う支払が分割払の場合は、自らの支払能力について、本当に支払ができるかを十分に検討するべきである。

3 行政に対して

- ・ 事業者に対する適正な業務体制への改善指導と厳正な法適用等の対応を求めるとともに、消費者に対する契約締結時の慎重な対応についてより一層の啓発が望まれる。

★ 困ったときにはまず相談を！！

おかしいと思ったら、最寄りの消費生活センターにご相談ください。



©YUKI ISHII

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

平成26年10月9日現在

氏 名	現 職	備 考
学識経験者委員		(16名)
安 藤 朝 規	弁護士	
上 柳 敏 郎	弁護士	
大 澤 彩	法政大学法学部准教授	
沖 野 眞 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長代理
織 田 博 子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
角 紀代恵	立教大学法学部教授	
鎌 野 邦 樹	早稲田大学大学院法務研究科教授	
川 地 宏 行	明治大学法学部教授	
佐々木 幸 孝	弁護士	本件あつせん・調停部会長
執 行 秀 幸	中央大学大学院法務研究科教授	
千 葉 肇	弁護士	
中 野 和 子	弁護士	本件あつせん・調停部会委員
平 野 裕 之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
村 千鶴子	弁護士・東京経済大学現代法学部教授	会長
山 口 廣	弁護士	
米 川 長 平	弁護士	
消費者委員		(4名)
奥 田 明 子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
佐 野 真理子	主婦連合会 参与	
橋 本 恵美子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
宮 原 恵 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 総務部 部長	
事業者委員		(4名)
栗 山 昇	東京都商工会連合会 副会長	
中 村 幸 夫	一般社団法人東京工業団体連合会 専務理事	
橋 本 昌 道	東京商工会議所 常任参与	
穂岐山 晴 彦	東京都中小企業団体中央会 常勤参事	